

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年8月3日

太田市長 清水 聖 義

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

九合地区、沢野地区、葦川地区、鳥之郷地区、強戸地区、休泊地区
宝泉地区、沖野地区、毛里田地区、尾島地区、新田地区、藪塚地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年7月27日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 地区	法人	個人	集落営農 (任意組織)	計
九合地区		1		1
沢野地区		7		7
葦川地区		3		3
鳥之郷地区	1	13		14
強戸地区	2	3		5
休泊地区		41		41
宝泉地区		13		13
沖野地区	1	1		2
毛里田地区		4		4
尾島地区	1	38		39
新田地区	11	30		41
藪塚地区	3	18		21

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。また、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構へ貸付ける。

6 地域農業の将来のあり方

九合地区	<ul style="list-style-type: none"> 中心となる経営体は作業の効率化を図れるように土地の面的集積をしながら規模拡大を目指し、継続的な農業経営ができるよう進める。 農地中間管理機構への農地の貸付けについても取り組む。 新規就農者の確保、育成について、地域で支援していく。
沢野地区	
菰川地区	
強戸地区	
沖野地区	
毛里田地区	
尾島地区	
新田地区	
藪塚地区	
鳥之郷地区	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるものの、農地が分散している状況にあり、作業効率の低下から規模拡大を図れない状況にある。今後は出し手農家の協力を得ながら担い手間で農地の交換をするなど、農地の面的集積を進めていく。 農地中間管理機構への貸し付けについても取り組む。 新規就農者の確保、育成について、地域で支援していく。
宝泉地区	<ul style="list-style-type: none"> 農業をリタイアした方の農地の担い手の調整等を行う宝泉地区農用地利用調整組合を設立。同組合の機能を活かし、更なる農地の集積・集約化を図る。 中心となる経営体は作業の効率化を図れるように農地集積・集約化を図り、継続的な農業経営ができるよう進める。 農地中間管理機構への農地の貸付けについても取り組む。 新規就農者の確保、育成について、地域で支援していく。

休泊地区	<ul style="list-style-type: none">・担い手はいるものの、農地が分散している状況にあり、作業効率の低下から規模拡大を図れない状況にある。今後は出し手農家の協力を得ながら休泊地区農用地利用調整組合を中心に農地の面的集積を進めていく。・農地中間管理機構への貸し付けについても取り組む。・新規就農者の確保、育成について、地域で支援していく。
------	---